

所定疾患施設療養費 算定状況の公表

令和5年4月
介護老人保健施設 光の森

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設の入所者に対し、より適切な医療を提供する観点から、施設における疾患の発症・治療を踏まえ、所定疾患施設療養費について算定要件や算定日数対象疾患等の見直しが行われました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費の算定要件

項目	令和3年3月まで	令和3年4月改定より追加
入所者の要件	・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とするものに限る。)	・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎
算定要件	入所者に対し、投薬 注射 処置等を行った場合に算定	入所者に対し、投薬 検査 注射 処置等を行った場合に算定 (肺炎または尿路感染症については検査を実施した場合に限る) (介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること)
算定日数	所定疾患施設療養費(Ⅰ) 1月に1回、連続する7日を限度に算定	所定疾患施設療養費(Ⅱ) 1月に1回、連続する10日を限度に算定

・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

・診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。

・当該加算の算定後は治療の実施状況について公表する事

介護老人保健施設光の森では令和3年12月から所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しています。

令和4年度 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 算定状況

年月/診断名		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	合計
4月	人数	2	1			3
	治療日数	20	10			30
5月	人数	1				1
	治療日数	10				10
6月	人数	1	1			2
	治療日数	7	10			17
7月	人数			1		1
	治療日数			5		5
8月	人数	1	3			4
	治療日数	6	13			19
9月	人数		3			3
	治療日数		15			15
10月	人数	1	2			3
	治療日数	10	6			16
11月	人数		4			4
	治療日数		15			15
12月	人数	1	1			2
	治療日数	9	6			15
1月	人数	3	2			5
	治療日数	18	5			23
2月	人数	1				1
	治療日数	4				4
3月	人数	2	2	1		5
	治療日数	17	12	5		34
合計	人数	13	19	2	0	34
	治療日数	101	92	10	0	203